

一宮町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 30 日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町規則第 19 号

一宮町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

一宮町児童手当事務取扱規則（平成28年一宮町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当等」を「児童手当」に改め、「（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）」を削る。

第2条の見出し中「等」を「及び関係機関」に改め、同条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、「又は」を削り、同条第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第4項中「提出を」の次に「同条第3項の規定により」を加える。

第3条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第4条第1項中「ときは、」の次に「その」を加え、同条第2項ただし書中「代わって」の次に「これらの請求書、届書等に必要事項を」を、「請求者等に」の次に「その」を、「記入」の次に「する」を加え、同条第3項中「においても」を「であって」に、「であって」を「であり、かつ、」に改め、同条第6項中「特定個人情報（行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報という。以下同じ。）の取扱い」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報」に、「定めている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」」を「定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」」に、「行う」を「取り扱う」に改める。

第5条第1項中「別記第1号様式」を「様式第1号」に、「別記第5号様式」を「様式第5号」に改め、同項第1号中「別記第1号様式」を「様式第1号」に、「別記第2号様式」を「様式第2号」に改め、同項第2号中「別記第3号様式」を「様式第3号」に改め、同項第3号中「別記第4号様式」を「様式第4号」に改め、同項第4号中「別記第5号様式」を「様式第5号」に改め、同条第3項中「（以下「調査員証交付情報」という。）」を削り、「規則第13条」の次に「の規定」を、「返納」の前に「その」を加え、同条第4項中「が監護し、かつ、生計を同じくする児童（以下「父母指定者に養育される児童」という。）」を「に係る支給対象となる児童」に改める。

第6条第2項中「父母指定者」の次に「に対する児童手当」を、「消滅したときは、」の次に「父母指定者管理情報に」を加える。

第7条第1項各号列記以外の部分中「以下」の次に「この条及び第32条において」を加え、同項第1号中「によって」を「により」に改め、同項第2号ア中「認定請求書を」の次に「請求者に」を加え、「別記第6号様式」を「様式第6号」に改め、同号イ中「別記第6号様式」を「様式第6号」に改め、同号ウ中「イの」の次に「規定による」を加え、「（以下「返戻・保留情報」という。）」を削り、同項第3号中「によって」を「により請求者に」に改め、「とき又は」の次に「認定請求書の」を、「ときは、」の次に「関係書類」を加え、同項第4号中「地方税関係情報」の前に「認定請求書には、」を、「住民票関係情報」の次に「等」を加え、「一般受給資格者の、」を「請求者の個人番号を、並びに」に改め、「場合の」の次に「請求者の」を加え、「以下」を「第31条第1号において」に改め、「個人番号を」の次に「、それぞれ」を加え、「番号」を「個人番号」に改め、「もって」の次に「認定請求書の」を加え、同条第2項第1号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同号ア中「それら請求者以外の者についても法第5条に規定する所得」を「これらの者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の

所得とする。）」に改め、同号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該所得は、その生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市町村民税又は特別区民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額とする。

第7条第2項第1号イ中「児童(」の次に「法第3条第3項に規定する」を加え、「法第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。」を「以下「施設入所等児童」という。」に、「規定に基づき添付される」を「添付書類(」に改め、「もの」の次に「)」を加え、「規定に基づき添付される書類」を「添付書類」に、「別記第7号様式」を「別居監護申立書(様式第6号の2)」に改め、「)」により、「」の次に「別居監護の状況や」を加え、同号ウ中「される」を「する」に、「別記第8号様式」を「様式第6号の3」に、「規定に基づき添付される書類」を「添付書類」に改め、同号コ中「3歳に満たない児童」を「3歳未満支給対象児童」に、「第6条第1項第1号イ」を「第6条第2項第5号」に、「健康保険証の写し」を「年金加入証明書」に改め、「(マイナンバー制度による情報連携を含む。)」を削り、同号コを同号サとし、同号ケ中「申立書」を「戸籍及び住民票に記載のない児童に関する申立書」に、「別記第12号様式」を「様式第6号の8」に、「との監護要件及び生計要件等」を「が支給要件に該当するか」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「申立書」を「DVのため住民票上の住所地と異なる市町村に居住している旨の申立書」に、「別記第11号様式」を「様式第6号の7」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「(法第3条第3項に規定される施設入所等児童をいう。以下同じ。)」を削り、同号キを同号クとし、同号カ中「当該支給要件に該当する旨」を「同居父母である旨」に、「別記第10号様式」を「様式第6号の6」に、「規定に基づき添付される書類」を「添付書類」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「規定に基づき添付される書類」を「添付書類」に改め、「上記イにより」の次に「別居監護の状況等を」を加え、同号オを同号カとし、同号エ中「別記第9号様式」を「様式第6号の5」に、「規定に基づき添付される書類」を「添付書類」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 請求に係る第3子以降算定額算定対象者(法第6条第2項第2号に規定する第3

子以降算定額算定対象者をいう。以下同じ。)が日本国内に住所を有しない場合は、規則第1条の3の2第3項に規定する理由に該当するか否かを規則第1条の4第2項第12号の添付書類(海外留学に関する申立書(様式第6号の4)、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等)により確認すること。

第7条第2項第1号に次のように加える。

シ 請求に係る第3子以降算定額算定対象者があるときは、規則第1条の4第2項第10号の添付書類(監護相当・生計費の負担についての確認書(様式第6号の9))により、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びに生計費の相当部分についての負担の状況等を確認すること。

ス 請求に係る第3子以降算定額算定対象者のうちに請求者の住所地の市町村の区域外に住所を有する者(延長者等(法第6条第2項第2号に規定する延長者等をいう。セにおいて同じ。))を除く。)があるときは、規則第1条の4第2項第11号の添付書類(当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該者が世帯主である場合にはその旨、当該者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの)により当該者が属する世帯の状況等を確認すること。

セ 請求に係る第3子以降算定額算定対象者が延長者等に該当する者でないことを、監護相当・生計費の負担についての確認書(様式第6号の9)により確認すること。

第7条第2項第2号中「の規定によって」を「の規定により行う審査において」に、「エ」を「オ」に、「オ及びカ」を「カ、キ及びケ」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「別記第13号様式」を「様式第7号」に改め、同号ア中「される」を「する」に改め、「場合」の次に「当該児童が」を加え、「受給事由消滅届」を「規則第7条の届書(以下「受給事由消滅届」という。)」に、「児童」を「当該児童」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 規則第1条の3の2第3項に規定する理由に該当する第3子以降算定額算定対象者について認定した場合 当該第3子以降算定額算定対象者が留学により日本国内に住所を有しなくなった日から4年を経過したことにより当該認定に係る児童手当の額が減額することとなるときは、規則第3条第1項の届書(第10条及び第13条に

において「額改定届」という。)を、4年以内に当該第3子以降算定額算定対象者が帰国し、再び日本国内に住所を有するに至ったときは住所等変更届を、それぞれ市町村に対して提出する必要がある旨

第7条第3項第4号前段中「。」を削り、同号中「除く。）」の次に「。」を加え、同項第5号中「別記第14号様式」を「様式第8号」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「別記第13号様式」を「様式第7号」に改める。

第8条第1項中「以下」の次に「この条及び第32条において」を加え、同条第2項第1号中「(マイナンバー制度による情報連携を含む。）」を削り、「する」の次に「期間以内の児童自立生活援助(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項の児童自立生活援助をいう。）」が行われている者、同条第2項に規定する」を加え、「同条第2項から第4項まで」を「同条第3項から第5項まで」に改め、「入所」の次に「若しくは入院」を加え、同項第2号中「によって」を「により行う審査において」に改め、同項第3号中「支給要件」を削り、「3歳に満たない児童」を「3歳未満施設入所等児童」に、「第6条第1項第2号」を「第6条第2項第9号」に、「3歳に満たない施設入所等児童」を「3歳未満施設入所等児童」に、「健康保険証の写し」を「年金加入証明書」に改め、「(マイナンバー制度による情報連携を含む。）」を削り、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「別記第15号様式」を「様式第9号」に改め、同項第4号前段中「。」を削り、同号中「除く。）」の次に「。」を加え、同条第4項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「別記第15号様式」を「様式第9号」に改める。

第9条第1項第1号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「同項第1号アの規定」を「第1号ア」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同項第1号中「氏名及び」の次に「新たに算定対象となった第3子以降算定額算定対象者の氏名並びに」を加え、同項第2号中「別記第16号様式」を「様式第10号」に改め、同号ただし書中「ウ」を「エ」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「別記第16号様式」を「様式第10号」に改める。

第10条第1項中「規則第3条第1項の届書(以下「額改定届」という。）」を「額改定届」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項第1号中「児童」の次に「又は第3子以降算定額算定対象者」を加え、同項第2号中「別記第16号様式」を「様

式第10号」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

第11条第1項中「以下」の次に「この条及び第32条において」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「別記第17号様式」を「様式第11号」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「別記第17号様式」を「様式第11号」に改める。

第12条第1項中「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「別記第17号様式」を「様式第11号」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

第13条中「（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって」を「により」に改め、同条第1号中「児童」の次に「又は第3子以降算定額算定対象者」を加え、同条第2号中「別記第16号様式」を「様式第10号」に、「別記第17号様式」を「様式第11号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 一般受給者（法第6条第3項の第3子以降算定額を受給している者に限る。）であつて、支給対象児童のうちに18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する者があることにより、前項の職権による支給額の改定をすることとなるものに対しては、特に注意を払い、当該児童が同日の翌日以降、第3子以降算定額算定対象者となる場合には、監護相当・生計費の負担についての確認書（様式第6号の9）の提出が必要となる旨を周知徹底するものとする。

第14条第1項中「含む。」の次に「以下」を加え、「以下」を「次条第1項第1号及び第2号において」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定請求があつたものとみなされる場合に該当すると認めるときは、受給者情報に所要の事項を記録するほか、別記第13号様式又は別記第18号様式による通知書を作成し、受給者に送付するものとする」を「法第4条第2項又は第3項の児童の生計を維持する程度の高い者に該当すると認められる者に対する児童手当は、原則として、当該審査をした年の8月から翌年7月まで支給するものとする」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同項第1号中「引き続いて児童手当等」を「引き続き児童手当」に改め、同項第2号中「別

記第19号様式」を「様式第12号」に改め、同項第3号前段中「。」を削り、同号中「除く。）」の次に「。」を加え、同条第6項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第15条第1項中「によって」を「により」に改め、「（マイナンバー制度による情報連携を含む。）」を削り、同項第4号前段中「よう、」の次に「その」を加え、「者」を「受給者」に改め、同項第5号中「児童」の次に「及び第3子以降算定額算定対象者」を加え、「間、」を「その他の」に改める。

第16条第1項中「以下」の次に「この条及び第32条において」を加え、同項第1号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改め、同項第1号中「引き続いて児童手当等」を「引き続き児童手当」に改め、同項第2号中「別記第20号様式」を「様式第13号」に改め、同項第3号前段中「。」を削り、同号中「除く。）」の次に「。」を加える。

第18条第1号及び第2号中「（マイナンバー制度による情報連携を含む。）」を削る。

第20条中「（規則第5条及び第6条の届出については、マイナンバー制度による情報連携を含む。）」を削り、「ときは、」の次に「その」を加える。

第21条第1項中「規則第7条の届書（以下「受給事由消滅届」という。）」を「受給事由消滅届」に改め、同項第1号中「引き続いて児童手当等」を「引き続き児童手当」に改め、同項第2号中「別記第19号様式」を「様式第12号」に、「別記第20号様式」を「様式第13号」に改め、同項第3号前段中「。」を削り、同号中「除く。）」の次に「。」を加え、同項第4号中「前号まで」を「前各号」に改め、「の」の次に「規定による」を加え、「別記第21号様式」を「様式第14号」に改め、同条第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第22条第1項中「（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって児童手当等」を「により児童手当」に改め、同条第2項第3号中「支給対象の」の前に「一般受給者に係る」を加え、「その父母等」を「当該一般受給者」に改め、同項第4号中「施設入所等児童」の次に「が施設入所等児童」を加え、「里親等又は施設設置者」を「施設等受給者」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条第3項を削る。

第24条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に、「別記第22号様式」を「様式第15号の1」に、「別記第23号様式」を「様式第15号の2」に改め、同条第2項中「児童手当等」

を「児童手当」に、「で行う」を「で行った」に改め、「、一般受給者にあつては別記第24号様式、施設等受給者にあつては別記第25号様式（1年分の児童手当等の支払について通知する場合は、一般受給者にあつては別記第26号様式、施設等受給者にあつては別記第27号様式）による通知書を作成し、受給者に送付するものとし、支払を行った場合には、」を削り、同条第3項中「前項の規定により別記第20号様式又は別記第21号様式による通知書により通知した場合であつて、通知後、支払の内容等に変更を生じた場合は、変更内容を記載した通知書を作成し、受給者に改めて通知するものとする」を「前2項の規定にかかわらず、法第8条第4項ただし書の規定による児童手当の支払を行う場合には、様式第15号の1、様式第15号の2（施設等受給者用）、様式第15号の3又は様式第15号の4による通知を作成し、受給者に送付することとし、受給者情報に支払金額及び支払年月日を記録するものとする」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、受給者から求めがあつたときその他市町村が必要と認める場合には、支払金額及び支払年月日を証する書類を当該受給者に交付するよう努めるものとする。

第25条各号列記以外の部分中「以下」の次に「この条及び第32条において」を加え、同条第2号中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同号ア中「法第12条第1項に規定する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（以下「中学校修了前の児童」という。）」を「児童」に、「別記第28号様式」を「様式第16号」に改め、同号イ中「別記第29号様式」を「様式第17号」に改め、同号ウ中「中学校修了前の」を削り、同条第3号ア中「中学校修了前の」を削り、「別記第28号様式」を「様式第16号」に改め、同号イ中「別記第29号様式」を「様式第17号」に改め、同号ウ中「中学校修了前の」を削る。

第26条中「児童手当等」を「児童手当」に、「別記第30号様式」を「様式第18号」に、「別記第31号様式」を「様式第19号」に改める。

第27条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第28条第2項各号列記以外の部分中「児童手当等」を「児童手当」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同項第1号中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同項第2号中「児童手当等」を「児童手当」に、「別記第32号様式」を「様式第20号」に改め、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第4項中「別記第33号様式」

を「様式第21号」に改め、「以下「」及び「」という。」を削り、同条第5項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第29条第1項中「場合においては、」の次に「申出の期限を定め、当該期限及び学校給食費等の徴収等を」を加え、「とともに、申出の期限を定め、請求者等に周知するものとする」を「こと」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「児童手当等」を「児童手当」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同項第1号中「児童手当等」を「児童手当」に、「別記第34号様式」を「様式第22号」に改め、同項第2号中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第4項中「別記第35号様式」を「様式第23号」に改め、「（以下「学校給食費等徴収（支払）変更等申出書」という。）」を削る。

第30条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第1号中「別記第36号様式の」を「様式第24号による」に改め、同条第2号中「前号」の次に「の規定」を加え、同条第3号中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第31条中「別記第37号様式」を「様式第25号」に改め、同条第1号中「氏名、配偶者等の個人番号」を「氏名及び個人番号」に改め、「個人番号」の次に「又は第3子以降算定額算定対象者の個人番号」を加える。

第32条各号列記以外の部分中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第1号中「受給者情報」の次に「及び受給者情報（施設等受給資格者用）」を加え、同条第2号中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3号中「認定請求書」の次に「及び認定請求書（施設等受給資格者用）」を加え、同条第4号中「現況届」の次に「及び現況届（施設等受給資格者用）」を加え、同条第6号中「額改定認定請求書」の次に「及び額改定認定請求書（施設等受給者用）」を加える。

第33条中「別記第6号様式」を「様式第6号」に、「別記第31号様式」を「様式第25号」に改める。

第34条第2項中「（マイナンバー制度による情報連携を含む。）」を削る。

別記第1号様式から第37号様式までを次のように改める。

及び別記第1号様式から第37号様式までの次に次の36様式を加える。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

金額	支 払 年 月 日	令和	令和	令和	令和	令和
4	児童手当の 支 払 金 額 ①	円	円	円	円	円
	学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円	円
	支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	円
6	児童手当の 支 払 金 額 ①	円	円	円	円	円
	学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円	円
	支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	円
8	児童手当の 支 払 金 額 ①	円	円	円	円	円
	学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円	円
	支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	円
備 考						

児童手当受給者情報（施設等受給者用）
（表面）

受給者	(ふりがな) 設置者等の 氏名 (法人名等)		個人番号		職業		了、被用者 イ、公務員 ウ、被用者等でない者		支私金機関		預金種別		支店名	
	性別	男・女	生年月日	昭和 平成	施設等の 名称	施設等の 種類	施設等所在地 又は 里親等住所地	電話 ()	名称	銀行 金庫 信託 郵便 振替	口座番号	口座名義	1. 普通 2. 当座	支店コード (3ケタ)
加入している公的年金制度の種類	厚生年金保険 ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員共済 () その他 () ウ、その他 ()													
備考														
認定年月日					支給開始年月					手当月額				
平成 令和 支給事由消滅年月日・由					平成 令和					3歳未満分 3歳以上分 計				
(消滅事由)										円 円 円				

整理
番号

児童手当関係書類 返戻・保留情報

請求者	氏名 (法人名等)
返戻・保留理由	住所 (施設等所在地)
返戻・保留通知年月日	
再提出年月日	
調査等完了年月日	
備考	

様

一宮町長

印

児童手当関係書類
返戻 通知書
保留

令和 年 月 日付で請求(届出)のありました()

返戻
については次の理由で することとしましたので通知します。
保留

なお、請求書(届出書)を再提出の際には、この通知書を添えて提出してください。

記

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由

※整理番号
※受付年月日 令和 . .

児童手当 別居監護申立書

一宮町長 殿

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

記

1. 別居している児童について

ふりがな 児童の氏名	個人番号	続柄	生年月日
			平成 令和 年 月 日
			平成 令和 年 月 日
			平成 令和 年 月 日

※申立人が公務員の場合又は当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出しており、その状態が継続している者の場合には、個人番号欄の記載は不要。

住所 _____

2. 別居している児童の属する世帯について

ふりがな 世帯主の氏名	児童からみた世帯主 の続柄

3. 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
- (2) 児童の進学、通学のため
- (3) その他 (_____)

4. 別居期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日までを予定

5. 監護、生計同一又は生計維持の状況（面会、仕送り等について）

令和 年 月 日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）

住所 _____

氏名 _____

(様式第6号の3)

児童手当に係る海外留学に関する申立書 (児童用)

一宮町長 様

【申立人】(児童手当の請求者)

住 所

〒 -

氏 名

私は、児童手当法第3条に規定する留学等の理由により国外に居住している児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留学している児童の状況等	(1)	氏名〔性別〕(生年月日)	[男・女] (平成・令和 年 月 日生)
	(2)	留学期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 年 月 日
	(3)	留学している教育機関等の名称	
	(4)	留学の目的	
	(5)	居住地(国名・居住地)	
	(6)	児童と同居している者の氏名(続柄)	・ () ・ ()
	(7)	留学前の国内居住状況	・ 令和 年 月 ~ 年 月 〒 - ・ 令和 年 月 ~ 年 月 〒 - ・ 令和 年 月 ~ 年 月 〒 -

(裏面に続く)

			氏名 (続柄)	住所
			(1)	父母等の氏名・住所
2 父母等の状況	(2)	監護の状況 (面会など)	()	〒 -
	(3)	生計関係の状況 (生活費の送金状況等)		
	3 添付書類	(添付したものに✓) <input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類 (留学先の在学証明書等) <input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類 (戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等) <input type="checkbox"/> 翻訳書 (添付書類が外国語で記載されている場合)		

(記入上の注意)

- 1 (2)「留学期間 (予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日 (予定日) を記入してください。
- 1 (6)「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況 (日本国内の居住状況については住民票上の住所) を記入してください。
- 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の父母について記入する他、児童に未成年後見人がいる場合は当該未成年後見人についても記入してください。
- 2 (2)「監護の状況」欄及び (3)「生計関係の状況」欄は申立人 (児童手当の請求者) と児童の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類 (留学先の教育機関等から発行される在学証明書等) を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者 (親族以外) の方の翻訳書を併せて添付してください (当該翻訳書に翻訳者の署名及び連絡先を記載してください)。
- 3の添付書類「留学前の国内居住状況がわかる書類」については、児童が留学前の過去6年間において本市 (町村) に引き続き住所を有していた場合は、添付する必要はありません。

(様式第6号の4)

児童手当に係る海外留学に関する申立書 (児童の兄弟等用)

一宮町長 様

【申立人】(児童手当の請求者)

住 所

〒 -

氏 名

私は、児童手当法第6条第2項第2号に規定する留学等の理由により国外に居住している児童の兄弟等について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費の相当部分を負担していることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留 学 し て い る 児 童 の 兄 姉 等 の 状 況 等	(1)	氏名〔性別〕(生年月日)	[男・女](平成・令和 年 月 日生)
	(2)	留学期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 年 月 日
	(3)	留学している教育機関等の名称	
	(4)	留学の目的	
	(5)	居住地(国名・居住地)	
	(6)	児童の兄弟等と同居している者の氏名(続柄)	・ () ・ ()
	(7)	留学前の国内居住状況	・ 令和 年 月 ~ 年 月 〒 - ・ 令和 年 月 ~ 年 月 〒 - ・ 令和 年 月 ~ 年 月 〒 -

(裏面に続く)

2	(1)	父母等の氏名・住所	氏名 (続柄)	住所
			()	〒 -
			()	〒 -
2	(2)	監護相当の状況 (面会など)		
	(3)	生計費の負担の状況 (生活費の送金状況等)		
3	(添付したものに✓) <input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類 (留学先の在学証明書等) <input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類 (戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等) <input type="checkbox"/> 翻訳書 (添付書類が外国語で記載されている場合)			

(記入上の注意)

- 1 (2) 「留学期間 (予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日 (予定日) を記入してください。
- 1 (6) 「児童の兄姉等と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童の兄姉等と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7) 「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況 (日本国内の居住状況については住民票上の住所) を記入してください。
- 2 (1) 「父母等の氏名・住所」欄は児童の兄姉等の父母等 (申立人) について記入してください。
- 2 (2) 「監護相当の状況」欄及び (3) 「生計費の負担の状況」欄は申立人 (児童手当の請求者) と児童の兄姉等との状況について、具体的に記入してください。
- 3 の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の兄姉等の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類 (留学先の教育機関等から発行される在学証明書等) を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者 (親族以外) の方の翻訳書を併せて添付してください (当該翻訳書に翻訳者の署名及び連絡先を記載してください)。
- 3 の添付書類「留学前の国内居住状況がわかる書類」については、児童の兄姉等が留学前の過去6年間において本市 (町村) に引き続き住所を有していた場合は、添付する必要はありません。

(様式第6号の5)

児童手当の受給資格に係る
(未成年後見人)

申立書
継続申立書

一宮町長 様

【申立人】 (児童手当を請求した未成年後見人)
住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)
〒 -

氏 名 (法人名)

私は、児童の未成年後見人であることを【当該児童の戸籍抄本を添えて】申し立てるとともに、当該児童の父母の状況等について、下記のとおり申し立てます。

記

1	未成年被後見人である 児童の氏名等	氏 名		性別	生年月日
				男・女	平成・令和 年 月 日生
			男・女	平成・令和 年 月 日生	
2	上記の児童の父母の状況	続柄	氏 名	住所等	
		父		〒 -	勤務先：
		母		〒 -	勤務先：

(注1) 現況届の提出時は【 】を省略することができます。

(注2) 父又は母が公務員の場合は、勤務先を記入してください。(公務員でない場合は記入不要です。)

(様式第6号の6)

児童手当の受給資格に係る
(同居父母)

申立書
継続申立書

一宮町長 様

【申立人】 (児童手当の請求者)

住 所

〒 -

氏 名

私は、児童手当法第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、
下記のとおり申し立てます。

記

同居している児童	氏 名 〔性別〕 (生年月日)	〔男・女〕 (平成・令和 年 月 日生)
	氏 名 〔性別〕 (生年月日)	〔男・女〕 (平成・令和 年 月 日生)
	氏 名 〔性別〕 (生年月日)	〔男・女〕 (平成・令和 年 月 日生)
別居している配偶者 (上記児童の親)の状況	氏 名	
	上記児童との続柄	
	住 所	〒 - 勤務先：
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に✓、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 離婚協議中につき別居している <input type="checkbox"/> その他〔 〕	
配偶者との別居に係る 状況を証明する書類	別添 (※)	

※離婚協議中であることを明らかにできる書類 (協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等) を添付してください。

(前年度から状況に変わりなければ、現況届 (継続申立書) には添付不要です。)

裏面

【参考】児童手当法（抄）

（支給要件）

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
 - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
 - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
 - 四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(様式第6号の7)

児童手当の受給資格に係る 申立書
継続申立書

(配偶者からの暴力(DV)のため住民票上の住所地と異なる市町村に居住している方)

一宮町長 様

【申立人】 (児童手当の請求者)

実際に居住している住所

〒 -

氏名

私は、配偶者からの暴力のため住民票上の住所地には居住せず、
【現在は / 6月1日時点において】下記の住所地に居住しているとともに、
児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて申し立てます。

記

1 受給者

ア 実際に居住している住所地	〒 -	
イ 住民票上の住所地	〒 -	

2 対象児童

1 人 目	(1) 氏名等	氏名 (ふりがな)	性別	生年月日
			()	男・女
	(2) 実際に居住している 住所地	申立人と同住所・別住所 ()		
	(3) 住民票上の住所地	申立人と同住所・別住所 ()		
2 人 目	(1) 氏名等	氏名 (ふりがな)	性別	生年月日
			()	男・女
	(2) 実際に居住している 住所地	申立人と同住所・別住所 ()		
	(3) 住民票上の住所地	申立人と同住所・別住所 ()		

(注) 【 】は提出する書類(認定請求書または現況届)により選択してください。

(様式第6号の8)

戸籍及び住民票に記載のない児童に関する 申立書
継続申立書

一宮町長 様

【申立人】 (児童手当の請求者)

住 所
〒 -

氏 名

私は、下記のとおり戸籍及び住民票に記載のない児童を監護し、かつ【生計が同一である / 生計を維持している】ことを、下記のとおり申し立てます。

記

		氏 名 (ふりがな)	性別	生年月日
1	児童の氏名等	()	男・女	令和 年 月 日
		()	男・女	令和 年 月 日
2	戸籍及び住民票に児童の記載がない理由			
3	今後の記載見込み			
4	児童の母がわかる書類 (注1)	別添 (児童の出生証明書を添付)		
5	養育者と児童の監護・生計関係や児童が国内に居住していることがわかる書類 (注2)	別添 (母子健康手帳の直近の乳幼児健診の記録又は児童の在園 (在学) 証明等を添付)		

※ 【 】は請求者が児童の母の場合は「生計が同一である」、その他の養育者の場合は「生計を維持している」を選択してください。

(注1) 現況届の場合は添付する必要はありません。

(注2) 他の方法により確認出来る場合には、添付を省略することができます。

監護相当・生計費の負担についての確認書

一宮町長 殿

私は、以下に記載する者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること（以下「監護相当・生計費の負担」という。）を下記のとおり申し立てます。
 申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの（詳細は裏面を参照）

記 記

ふりがな 氏名		生年月日			住所			
		平成 令和	年 月 日	職業等（いずれかに○）※	通学先（学生の場合のみ）	卒業予定時期（学生の場合のみ）	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）	申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）
1	続柄	学生・無職・その他	学生・無職・その他	令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）
ふりがな 氏名		生年月日			住所			
2	続柄	学生・無職・その他	学生・無職・その他	令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）
ふりがな 氏名		生年月日			住所			
3	続柄	学生・無職・その他	学生・無職・その他	令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所

氏名

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）をいいます。（及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - ① 児童福祉法に規定する延長者
 - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害児入所施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性自立支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。

様

一宮町長



児童手当 認定 通知書
認定請求却下

令和 年 月 日付で請求のありました児童手当については、

次のおとり認定理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができません。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定に関する事項

1.支給対象児童数	(3歳未満)	人
	(3歳以上)	人
	(第3子以降)	人
	計	人

2.手当月額	(3歳未満)	円
	(3歳以上)	円
	(第3子以降)	円
	計	円

3.支給開始年月 令和 年 月から

4.支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()

認定請求却下に関する事項

却下した理由 ()

備考

児童手当における同居父母に係る認定について（通知）

（あて先）（保護者の住所地）市町村児童手当担当部長 殿
 （所属庁の長 殿）

一宮町児童手当担当課長

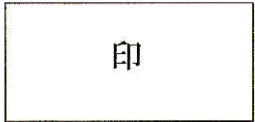
令和※年※月※日※日こ成程第XXX号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、児童手当法第4条第4項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定した者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	受給者				配偶者				受給者と同居している児童		備考	
	氏名	性別	児童との続柄	生年月日	住所	氏名	生年月日	住所	氏名	生年月日		
		男・女		昭和 平成			昭和 平成					
		男・女		昭和 平成			昭和 平成					
		男・女		昭和 平成			昭和 平成					
		男・女		昭和 平成			昭和 平成					

施設等の名称
 施設等の種類
 施設等所在地又は里親等住所地
 設置者等の氏名（法人名等） 殿

一宮町長



認定 通知書（施設等受給資格者用）
 児童手当 認定請求却下

令和 年 月 日付で請求のありました児童手当については、

次のおり認定 理由で請求を却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定に関する事項

1.支給対象児童数

(3歳未満)	人
(3歳以上)	人
計	人

2.手当月額

(3歳未満)	円
(3歳以上)	円
計	円

3.支給開始年月 令和 年 月から

4.支給対象児童の氏名及び生年月日（※）

5.支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由（※）

（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。

認定請求却下に関する事項

却下した理由

()

備考

4. 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日

5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由	児童の氏名	生年月日	理由

殿

一宮町長



額 改 定
 児童手当 通知書
 額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 改定
 職 権 により、次のとおり 却下

しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

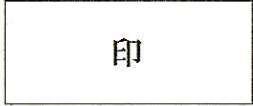
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1.改定後の支給対象児童数	(3 歳 未 満) 人
	(3 歳 以 上) 人
	(第 3 子 以 降) 人
	計 人
2.改定後の手当月額	(3 歳 未 満) 円
	(3 歳 以 上) 円
	(第 3 子 以 降) 円
	計 円
3.改定年月	令和 年 月 日から
4.改定（増・減額）の理由（)	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等） 殿

一宮町長



額 改 定
児童手当 通知書（施設等受給者用）
額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり 改定
職 権 却下

しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項

1.改定後の支給対象児童数

(3 歳 未 満)	人
(3 歳 以 上)	人
計	人

2.改定後の手当月額

(3 歳 未 満)	円
(3 歳 以 上)	円
計	円

3.改定年月

令和 年 月 から

4.増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）

5.支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）

（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください

額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項

却下した理由

()

備考

殿

一宮町長

印

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり、児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1.消滅した日 令和 年 月 日

2.消滅の理由

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等） 殿

一宮町長

印

児童手当 支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1.消滅した日 令和 年 月 日

2.消滅の理由

児童手当における父母指定者の受給事由消滅について（通知）

（あて先）（児童の住所地）市町村児童手当担当部長 殿

一宮町児童手当担当課長

令和※年※月※日ご成環第※号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、受給事由が消滅した父母指定者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	父母指定者			児童			支給事由消滅年月日	備考	
	氏名	性別	生年月日	住所	氏名	父母指定者との関係			生年月日
		男・女	昭和 平成				平成 令和		
							令和		

第 令和 年 月 号 日

殿

一宮町長

印

児童手当支払通知書

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項に規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 6 項若しくは第 7 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

記

1. 支払期間

令和 年 月分から
令和 年 月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

令和 年 月 日

時から

時まで

様式第 15 号の 2

第 令和 年 月 号 日

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等） 殿

一宮町長

印

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。受給者以外の方が受けとれるときは、委任状をあわせてご持参ください。

記

1. 支払期間

令和 年 月分から
令和 年 月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

令和 年 月 日

時から

時まで

第 令和 年 月 号
令 和 年 月 日

殿

一宮町長

印

児童手当 支払通知書

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

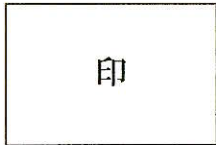
なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 6 項若しくは第 7 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	令和 年 月分から 令和 年 月分まで
	支払金額	円

施設等の名称
 施設等の種類
 施設等所在地又は里親等住所地
 設置者等の氏名（法人名等） 殿

一宮町長



児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容			
		支払期間	令和 令和	年 年	月分から 月分まで
		支払金額			円
		支払期間	令和 令和	年 年	月分から 月分まで
		支払金額			円
		支払期間	令和 令和	年 年	月分から 月分まで
		支払金額			円
		支払期間	令和 令和	年 年	月分から 月分まで
		支払金額			円
		支払期間	令和 令和	年 年	月分から 月分まで
		支払金額			円

合計 _____ 円

殿

一宮町長

印

未支払児童手当 支給決定 通知書
請求却下

令和 年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給

支給することに決定 いたしましたので通知します。
については、次のとおり 請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	令和 年 月分から 令和 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	令和 年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

施設等の名称
 施設等の種類
 施設等所在地又は里親等住所地
 設置者等の氏名（法人名等） 殿

第 号
 令和 年 月 日

一宮町長



支給決定

未支払 児童手当

通知書（施設等受給者用）

請求却下

令和 年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、

支給することに決定
 次のとおり しましたので通知します。
 請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

児童の氏名	住 所	支払の内容				却下の理由
		支払期間	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	
		支払期間	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	
		支払金額	円			
		支払年月日	令和 年 月 日			
		支払方法				
		支払期間	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	
		支払金額	円			
		支払年月日	令和 年 月 日			
		支払方法				
		支払期間	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	
		支払金額	円			
		支払年月日	令和 年 月 日			
		支払方法				
		支払期間	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	
		支払金額	円			
		支払年月日	令和 年 月 日			
		支払方法				

合計 _____ 円

殿

一宮町長



児童手当 支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

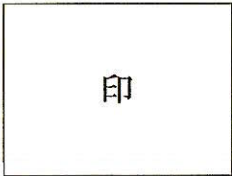
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	令和 年 月分から 令和 年 月分まで

施設等の名称
 施設等の種類
 施設等所在地又は里親等住所地
 設置者等の氏名（法人名等） 殿

一宮町長



児童手当 支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	令和 年 月分から 令和 年 月分まで

児童手当に係る寄附受領証明書

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

金〇〇〇,〇〇〇円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、令和 年 月 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第 20 条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

令和 年 月 日

一宮町長 (氏名) 印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

寄附変更申出書
児童手当
寄附撤回申出書

(寄附先)一宮町長 殿

私は、児童手当法第 20 条第1項の規定に基づき行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更 ・ 寄附の撤回
------	---------------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区 分	寄附額	
□児童手当の全部(各月の手当額の全部を寄附)	計	円
□児童手当の一部(各支払期月毎に右の額を寄附)	令和 年4月支払期 (2月分~3月分)	計 円
	令和 年6月支払期 (4月分~5月分)	計 円
	令和 年8月支払期 (6月分~7月分)	計 円
	令和 年10月支払期 (8月分~9月分)	計 円
	令和 年12月支払期 (10月分~11月分)	計 円
	令和 年2月支払期 (12月分~1月分)	計 円

(注) 寄附額は、支給される児童手当から学校給食費等の徴収等額や保育料の特別徴収額がある場合は、それらを控除した後の額の範囲内とします。

令和 年 月 日

住 所(法人の主たる事務所の所在地)

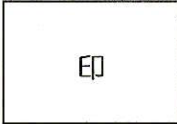
氏 名(法人名等) _____

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

殿

一宮町長



児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

児童手当法第 21 条 第 1 項 の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、
第 2 項

児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考

住所（法人の主たる事務所の所在地）

第 令和 年 月 日 号

氏名（法人名等） 様

一宮町長 印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定により、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
令和 年4月分	(円 月分保育料)	
令和 年6月分	(円 月分保育料)	
令和 年8月分	(円 月分保育料)	
令和 年10月分	(円 月分保育料)	
令和 年12月分	(円 月分保育料)	
令和 年2月分	(円 月分保育料)	

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、△△市町村長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※整理番号
※受付年月日 令和 . .

児童手当 個人番号変更等申出書

一宮町長 殿

私は、児童手当の受給に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。

1. 個人番号の変更等を申し出る事由

- (1) 受給者の個人番号が変更されたため
- (2) 配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。））の個人番号が変更されたため
- (3) 児童の個人番号が変更されたため
- (4) 児童の兄弟等の個人番号が変更されたため
- (5) 離婚等により、配偶者等の個人番号を消滅させるため
- (6) 婚姻等により、配偶者等の個人番号を新たに登録するため

2. 個人番号の変更等の内容について

(1) の場合

変更前の個人番号	変更後の個人番号

(2) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(3) の場合

ふりがな 児童の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(4) の場合

ふりがな 児童の兄弟等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(5) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名

(6) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	配偶者等の個人番号	事由の発生した年月日
		令和 年 月 日

令和 年 月 日

【申出人】（児童手当の受給者）

住所 _____

氏名 _____

別記第1号様式から第37号様式まで 削除

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第6号の2 (第7条関係)

様式第6号の3 (第7条関係)

様式第6号の4 (第7条関係)

様式第6号の5 (第7条関係)

様式第6号の6 (第7条関係)

様式第6号の7 (第7条関係)

様式第6号の8 (第7条関係)

様式第6号の9 (第7条、第13条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第8条関係)

様式第10号 (第9条、第10条、第13条関係)

様式第11号 (第11条、第12条、第13条関係)

様式第12号 (第14条、第21条関係)

様式第13号 (第16条、第21条関係)

様式第14号 (第21条関係)

様式第15号の1 (第24条関係)

様式第15号の2 (第24条関係)

様式第15号の3 (第24条関係)

様式第15号の4 (第24条関係)

様式第16号 (第25条関係)

様式第17号 (第25条関係)

様式第18号 (第26条関係)
様式第19号 (第26条関係)
様式第20号 (第28条関係)
様式第21号 (第28条関係)
様式第22号 (第29条関係)
様式第23号 (第29条関係)
様式第24号 (第30条関係)
様式第25号 (第31条関係)